

「優良事例検討 打ち合わせ会 (12/27)」報告

参加者：飯田修平委員、上野道雄委員、永井裕之委員、福井トシ子委員
(後信委員と長尾能雅委員は別途意見を聴取し取りまとめた)
センター事務局 (田中慶司、木村壯介、山口徹)

○出された主な意見

- 情報の公開度を高めたほうがよいとは思いますが、優良事例として提示した報告書が独り歩きする可能性があり、個人情報観点から、医療機関から提出されたままの形で提示するのではなく、モディファイして事例を提示したほうがよい。
- 提出された報告書全体ではなく、調査項目ごとに報告書の一部を抜き出し、いくつかのモデルとなる記載事例の例を示してはどうか。
- 6月24日の改正で示された留意事項の1つ；『医療事故調査・支援センターは、医療事故調査制度の円滑な運用に資するため、支援団体や病院等に対し情報の提供及び支援を行うとともに、医療事故調査等に係わる優良事例の共有を行うこと。なお、情報の提供及び優良事例の共有を行うに当たっては、報告された事例の匿名化を行うなど、事例が特定されないようにすることに十分留意すること。』にある「優良事例」の用語については、法令成立時の議論と一貫性がなく、「優良事例」をどのように解釈すればよいのか。
- 「優良事例」とは、医療機関が院内調査を行う際の参考にすることや研修会等でその報告書を範として共有することと理解する。従って「優良」の意味を「役立つ」ものとして解釈し、具体的には「モデル事例」と表現した方がよいのではないか。
- 事例の調査内容を評価し優良事例を抽出するのではなく、記載の方法、構成等の観点で医療機関の参考となるものを示すことである。
- 医療機関から提出された報告書の中から抽出し、そのまま優良事例とするのではなく、参考とし、「モデル事例」として新たな事例として創作する。
- 再発防止策を分析するために必要な情報が記載されるようにという目的を意識する。

○まとめ

6月24日の改正で、「支援団体や病院等に対し情報の提供及び支援を行うとともに、医療事故調査に係わる優良事例の共有をおこなうこと」と示されているが、現時点では、以下のように理解し、具体的な方法として提案する。

- (1) 内容の優秀な「優良事例」抽出ということではなく、まずは報告書を参考にし（「臨床経過」、「死因の分析」等）、修正・装飾し、さらにコメントをつけるなど「モデル事例」として創作し、医療機関に参考となるものとする。
- (2) 報告書が本制度の最終目的である再発防止策を分析・検討するために必要な情報が記載されたものである必要があり、「モデル事例」を作るにあたっては、報告書作成のための参考事例となるようにという目的を意識する。